犯罪被害にあわれた方へ

～坂井市の見舞金・生活支援助成金について～

©Sakai

■　支援の対象となる犯罪被害等

○　**対象となる犯罪**

令和６年４月１日以降に発生した、故意に人の生命又は身体を害する行為

○　**支援を受けられる方**

犯罪行為が行われた時に坂井市内に住所を有する被害者本人、遺族、家族

■　支援内容

見舞金の支給

種類	支給額	対象者
遺族見舞金	３０万円	犯罪行為により亡くなられた方の遺族 ※１
重傷病見舞金	１０万円	犯罪行為により重傷病 ※２を負われた方
性犯罪被害見舞金	１０万円	犯罪行為により性犯罪被害 ※３を受けた方

※１　遺族の範囲・順位は、①配偶者等、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

※２　療養期間が１カ月以上かつ、３日以上の入院（精神疾患の場合は療養期間１カ月以上かつ、通算３日以上労務に服することができない）と医師に診断された方

※３　不同意性交等罪、監護者性交等罪

生活支援助成金の支給

種類	内容	助成の範囲
家事・介護等費用助成	家事・介護・育児等に支障が生じた場合に、ホームヘルプサービス等を利用した費用を助成	1 時間あたり 上限 3,000 円 最大 30 時間まで
一時保育費用助成	監護中の未就学児の家庭における保育に支障が生じている場合に、一時保育を利用した費用を助成	1 日 1 人あたり 上限 3,000 円 最大 10 日間まで
家賃助成	従前の住居に居住し続けることが困難となり、転居した場合に、新たな住居での家賃を助成 （転居先は坂井市内に限る。）	1 カ月の家賃の 2 分の 1 上限 3 万円 最大 1 年間まで

見舞金・生活支援助成金Ｑ＆Ａ

Ｑ　対象となる「犯罪行為」は具体的にどのようなものか？

故意に人の生命又は身体を害する行為であり、殺人、傷害致死、強盗致傷、傷害、不同意性交等などが想定されます。

交通事故は、危険運転致死傷罪を除き含まれません。

Ｑ　犯罪被害にあわれた方が坂井市民であれば、そのご遺族やご家族は支援の対象となるか？

犯罪被害者やその遺族・家族（配偶者等、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）で、実施に支援を受けようとする方が、犯罪が行われた時において市民である場合に支援の対象となります。生活支援助成金は、これに加え、サービスを利用する時においても市民であることが要件となります。

Ｑ　遺族見舞金の支給対象となる遺族が複数いる場合は？

犯罪被害により亡くなられた方の第１順位遺族（以下のうち、最も数字が小さいご遺族）が支給対象となります。

①配偶者（事実婚やパートナーシップ関係を含む）、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹

Ｑ　見舞金等の支給対象外となる場合は？

以下の場合は支給対象外となります。

○　犯罪被害者又は支給対象者と加害者との間に親族関係があったとき。（ただし支給対象者が１８歳未満の場合はこの限りではない。）

○　犯罪被害者又は支給対象者が犯罪行為を誘発したとき等責めに帰すべき行為があったとき。

○　犯罪被害者又は支給対象者が暴力団員のほか、暴力団等と密接な関係を有するとき。

○　見舞金等を支給することが、社会通念上適切でないと認められるとき。

坂井市　総務部　危機管理対策課

〒919-0592　坂井市坂井町下新庄 1-1

電　話 0776-50-3525

メール kikikanri@city.fukui-sakai.lg.jp

ホームページはこちらから

坂井ほや丸
坂井市らしさ、かがやく。公式キャラクター

©SakaiCity